

緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について（案）

平成 21 年 7 月 29 日

食品安全委員会事務局

1 情報提供の充実の必要性

消費者庁設置後は、食品安全行政に関する司令塔機能は同庁に移行し、今後、食品安全委員会においては、緊急事態等におけるリスク評価機関としての役割である消費者等に危害物質の健康影響等の情報提供等が一層重要になる。

これまで、緊急事態等における食品安全委員会の情報提供については、平成 20 年度緊急時対応専門調査会での検討等を踏まえ、事態の進展に応じた情報提供を行う判断の目安について「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を策定した。同時に化学物質・汚染物質に係る基本的なプレスリリース資料の定型を準備した。

今後、更に緊急事態等に国民に対し、これまで準備した以外のハザード等に対応した健康影響等についても一層迅速で理解しやすい※情報提供ができるようプレスリリース資料等説明資料の内容や表現等の充実を図る必要がある。

2 情報提供の充実の方策

緊急事態等において、一層迅速で理解しやすい情報提供に対応するため、事案の対象とするハザード等の分類・種類等や健康影響の程度等に分類した定型的なプレスリリース資料等を拡充する。（別紙参照）

（１） 分類方法

ハザード等や健康影響の程度等により以下のとおり分類する。

ア ハザード等の分類・種類等**（ア）ハザード等の分類**

ハザード等の分類を、化学物質、微生物・ウイルス等、自然毒等、遺伝子組み換え食品の 4 つに分類する。

※ 理解しやすい：ここでは、緊急事態において、国民が理解しやすく、国民から誤解されないことを意味する。

(イ) ハザード等の種類等

ハザード等の分類に応じ、ハザードの ADI や TDI 等の設定の有無、対象食品の通常の喫食方法等により分類する。

i 化学物質

ADI や TDI 等の設定がある場合の事例としてはメタミドホスやジクロルボス等の農薬、カドミウム等の汚染物質がある。また、ない場合の事例としては発癌物質がある。なお、これらには器具・包装容器等から溶出する物質も含む。

ii 微生物・ウイルス等

各種食中毒菌やウイルスが事例となるが、対象食品の通常の喫食方法が加熱する場合及び生食の場合で区別する必要があるリステリア菌等がある。

iii 自然毒等

ADI や TDI 等の設定がある場合の事例としてはアフラトキシン B₁ 等一部カビ毒等がある。また、ない場合の事例としてはスギヒラタケやカビ毒等がある。

iv 遺伝子組み換え食品

諸外国の安全性が審査されている場合の事例としては未審査遺伝子組み換えトウモロコシ B t 1 0 がある。また、審査されていない場合の事例としては海外未審査農産物がある。

イ 健康影響の程度等

健康影響の程度等を、現時点の被害の有無や今後の健康影響の想定の有無により、「①現時点で健康影響は確認されていない、科学的知見に基づき今後も影響は想定されない」、「②現時点で健康影響は確認されていないが、科学的知見がないあるいは十分でなく、今後の影響は不明」、「③現時点で健康影響が確認されているまたは今後影響が想定される」の 3 つに分類する。

(2) 分類による定型的なプレスリリース資料等の整備

(1) において分類したハザード等の分類・種類等や健康影響の程度等

のパターンをそれぞれ組み合わせ、定型的なプレスリリース資料等を整備する。

なお、整備に当たっては、「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」との整合に留意する。